

中讃勤労者福祉サービスセンター特別会員に関する規程

(平成 24 年 7 月 2 日規程第 1 号)

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、中讃勤労者福祉サービスセンター規約(以下「規約」という。)第 24 条第 3 項及び第 4 項に規定する会員(以下「特別会員」という。)について、必要な事項を定める。

(会員資格)

第 2 条 規約第 24 条第 3 項及び第 4 項の規定に基づき、センターに加入できるのは大企業(規約第 2 条第 1 号に規定する中小企業以外の企業をいう。)及び地方公共団体に勤務する勤労者、事業主及び役員で、センターが別に定める加入条件で契約を締結したときとする。

(入会基準)

第 3 条 センターの入会基準は、大企業及び地方公共団体単位とする。

(センター規約の準用)

第 4 条 特別会員がセンターに入会しようとするときは、規約第 24 条、第 26 条及び第 28 条から第 30 条までの規定を準用する。

2 特別会員に、センター入会時に届け出た事項に追加又は変更が生じたとき、若しくは退会、会員資格の喪失又は除名を受けたときは、規約第 31 条から第 35 条までの規定を準用する。

(会費及び事業)

第 5 条 会費は、規約第 6 条に規定する福利厚生事業(以下「事業」という。)のうち、特別会員が利用する事業の内容により、会員 1 人当たりの月額会費を別に定める。

(事務手数料)

第 6 条 前条に規定する会費には、大企業及び地方公共団体の福利厚生担当者が実施すべき事務費用の一部を代行する手数料を含むものとする。

(事業予算の利用範囲)

第 7 条 特別会員がセンターから提供される事業を利用することができるのは、毎月会費として納入された金額から前条に定める事務手数料を除いた年間予算額の範囲内とする。

2 前項に規定する利用可能な事業に充てる予算の割合は、事前に大企業及び地方公共団体の福利厚生担当者と協議し決定する。

(会計処理の区別)

第 8 条 この特別会員の事業運営に係る会計処理については、規約第 9 条第 2 項の規定に基づき、特別会計として行う。

(会費の納付方法)

第 9 条 特別会員に係る会費の納付方法等については、規約第 28 条の規定を準用する。

(受益の制限)

第 10 条 理事長は、特別会員が会費の納入を怠ったときは、規約第 35 条の規定を準用する。

(雑則)

第 11 条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

附 則
(施行期日)

- 1 この規程は、平成 24 年 7 月 2 日から施行する。